

# 裁 決 書

審査請求人の住所及び氏名

岡山市中区〇〇〇〇

〇〇 〇〇

処分庁

岡山市中区福祉事務所長

上記審査請求人（以下「請求人」という。）から平成30年5月1日付けで提起された、上記処分庁（以下「処分庁」という。）が同年4月19日付けで請求人に対して行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく保護の変更決定処分（平成30年4月19日付け、岡中区福決第〇〇号。以下「本件処分」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

## 主 文

本件処分を取り消す。

## 理 由

### 1 事案の概要

- (1) 請求人は、精神障害者保健福祉手帳2級（交付日：平成11年11月30日、有効期限：平成31年11月30日）を所持しており、処分庁は、当該手帳に基づき、請求人に対して障害者加算を認定していた。
- (2) 請求人は、国民年金・厚生年金保険年金証書により、厚生労働大臣から平成22年9月16日付けで障害厚生年金3級の受給決定があり、本件処分時においても障害厚生年金3級を受給していた。
- (3) 平成30年4月2日、処分庁は、請求人に対し、障害者加算の認定にあたっては精神障害者保健福祉手帳2級より障害厚生年金3級が優先されることを説明し、障害厚生年金3級では障害者加算の認定要件に該当しないため、請求人の障害者加算の認定は取り消すことになる旨を伝えた。
- (4) 平成30年4月17日、処分庁は、請求人の通院先の病院に架電し、病院のソ

ーシャルワーカーに対して請求人の障害厚生年金の等級を3級から2級に変更できるか確認したところ、すでに請求人から主治医に対して障害厚生年金の等級が上がらないか相談があり、主治医からは請求人の病状では2級以上への変更はできないという話をしたとの回答があった。

(5) 処分庁は、本件処分により、平成30年5月1日から請求人の障害者加算の認定を取り消した。

## 2 審理関係人の主張の要旨

### (1) 請求人の主張

請求人の主張は、病気の治療にお金がかかるため、障害者加算は必要であり、なぜ今になって障害者加算の認定が取り消されたのかよくわからず、不服があるため、本件処分の取消を求める、というものである。

### (2) 処分庁の主張

処分庁の主張は、請求人は主治医から障害厚生年金の2級以上への変更はできないと言われていることから、処分庁から請求人に対して年金の裁定の再申請を指示することはできないこと、及び請求人は自身の判断により年金の裁定の再申請を行おうとしていたようであるが、主治医から2級以上への変更はできないと言われているため、請求人自身の判断により年金の裁定の再申請を行うこともないことから、障害厚生年金3級と判定されている請求人は、障害者加算の認定要件に該当しないため、本件処分に違法又は不当な点はなく、本件審査請求の棄却を求める、というものである。

## 3 審査庁の判断

### (1) 本件処分に係る規定について

法に基づく保護の決定処分は、法、生活保護法施行令（昭和25年政令第148号）、生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）及び保護の実施機関が法に基づき処理することとされている法定受託事務を処理するにあたりよるべき地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第3項に規定する基準である厚生労働省発出の各種通知に従って正しく決定されていれば、当該処分は、適法かつ適正な処分と認められるものである。

障害者加算の認定については、生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号。以下「保護の基準」という。）別表第1の第2章の2の(2)のイにおいて、国民年金法施行令（昭和34年政令第184号。以下「国民年金法施行令」という。）別表に定める2級のいずれかに該当する障害のある者（病状が固定している者及び病状が固定してはいないが障害の原因となった傷病について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた後1年6月を経過した者に

限る。)等について行うとされている。障害の程度の判定については、生活保護法による保護の実施要領について(昭和38年4月1日付け、社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。)第7の2の(2)のエの(ア)において、原則として身体障害者手帳、国民年金証書、特別児童扶養手当証書又は福祉手当認定通知書により行うこととされ、これらの書類を所持していない者については、(イ)において、保護の実施機関の指定する医師の診断書その他障害の程度が確認できる書類に基づき行うこととされている。この障害の程度が確認できる書類には、生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて(昭和38年4月1日付け、社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。)第7の間65の答において、精神障害者保健福祉手帳(ただし、交付年月日又は更新年月日が障害の原因となった傷病について初めて医師の診療を受けた後1年6月を経過しているものに限る。)が含まれるとされ、同手帳の2級に該当する障害は、国民年金法施行令別表に定める2級の障害と認定するとされている。さらに、生活保護法による保護における障害者加算等の認定について(昭和40年5月14日付け、社保第284号厚生省社会局保護課長通知。以下「昭和40年課長通知」という。)4において、精神障害者保健福祉手帳により障害者加算の認定をした者について、その障害等が関連年金等の支給要件に該当しない旨の裁定又は認定が行われたときは、当該裁定等のあった月の翌月から法による保護における障害者加算の認定を取り消すとされ、同ただし書において、当該裁定等に係る医師の診断の後、精神障害者保健福祉手帳の交付又は更新を受けることとなった者であって当該手帳の交付年月日又は更新年月日が当該障害の原因となった傷病について初めて医師の診療を受けた後1年6月を経過しているものについては、再度年金の受給に必要な手続をとるよう指示するとともに、年金の裁定が行われるまでの間に限り、当該手帳により障害者加算の認定を行うものとされている。

## (2) 障害者加算の認定について

請求人は、1の(2)のとおり平成22年9月16日付けで障害厚生年金3級の受給決定があったため、障害者の程度の判定にあたっては、局長通知第7の2の(2)のエの(ア)の規定により、国民年金・厚生年金保険年金証書により行うこととなることから、請求人は基本的には障害者加算の対象とはならない。一方、請求人は、1の(1)のとおり精神障害者保健福祉手帳2級を所持しており、同手帳は2年ごとに更新を行うものであるところ、請求人の所持する同手帳の有効期限は平成31年11月30日であることから、障害厚生年金3級の受給決定後に同手帳の更新があったものと認められる。このため、処分庁は、請求人に対し、昭和40年課長通知4のただし書の規定により、再度年金の受

給に必要な手続をとるよう指示するとともに、年金の裁定が行われるまでの間に限り、精神障害者保健福祉手帳により障害者加算の認定を行うこととなる。そのため、請求人は、精神障害者保健福祉手帳2級を所持していることから、課長通知第7の間65の答から国民年金法施行令別表に定める2級の障害と認定され、保護の基準別表第1の第2章の2の(2)のイに該当する障害者加算が認定される。

(3) 障害者加算の認定の取消について

処分庁は、1の(4)のとおり、本件処分の前に障害厚生年金の等級変更の可能性について請求人の通院先の病院に確認しているが、昭和40年課長通知4のただし書に即した対応をしているとは言えず、本件処分においては少なくとも、請求人に対して当該規定を説明した上、等級変更に係る年金の裁定の再申請を行わないことの意味確認をする必要があったと考える。

この点において、本件処分は適法かつ適正な処分とは認められない。

4 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があると認められるため、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

5 審理員意見書と異なった判断とした理由について

審理員意見書では、処分庁の主張を採用し、本件処分に違法又は不当な点はないとしているが、審査庁としては、処分庁が請求人に対して十分な説明をしているとは認められず、請求人が年金の裁定の再申請を行わないことの意味確認をしていない中で、処分庁が主張する「請求人自身の判断により年金の裁定の再申請を行うこともない」とは言えないと判断した。

平成31年1月9日

岡山県知事 伊原木 隆太